

## ～大阪府外で妊婦・産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査を受けられる方へ～

母子手帳といっしょにお渡しした「妊婦健康診査受診券」、「産婦健康診査受診券」、「乳児健康診査受診券」、「新生児聴覚検査受検票」は、大阪府外の医療機関等の窓口で使用することができません。里帰り出産などで大阪府外の病院でご出産される場合、また、健診や検査を受けられる場合は、費用を一旦全額負担いただき、後日、申請により償還払いで費用を助成します。

事前に保健センターにご連絡のうえ、申請書を受け取り、申請書の「医療機関記入欄」を、受診する医療機関で記入してもらってください。

### 【申請に必要なもの】

- ・「河内長野市妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査費用助成申請書兼請求書」
- ・未使用の「妊婦・産婦・乳児健康診査受診券、新生児聴覚検査受検票」（切り離し無効）
- ・領収書、明細書（助成申請書の「医療機関記入欄」に記入がない場合のみ）
- ・振込先の金融機関・支店名・口座番号がわかるもの



### 【助成金額（上限）】

#### [妊婦]

回数	助成金額	回数	助成金額
1回目	24,780	1 1回目	5,040
2回目	5,040	1 2回目	11,400
3回目	5,040	1 3回目	5,040
4回目	9,820	1 4回目	5,040
5回目	5,040		
6回目	5,040	多胎①	5,040
7回目	5,040	多胎②	5,040
8回目	17,340	多胎③	5,040
9回目	5,040	多胎④	5,040
10回目	8,140	多胎⑤	5,040

#### [産婦]

回数	助成金額
1回目	5,000
2回目	5,000

#### [乳児]

回数	助成金額
一般	6,925
後期	6,925

#### [新生児聴覚]

回数	助成金額
自動 ABR	5,000
OAE	3,000

※助成費用は、使用していない受診券の枚数の回数分、各回の上限金額に応じて助成します。

※費用が既定の金額を下回る場合は、その金額が助成金額となります。

### 【申請の流れ】

- ①事前に保健センターに問い合わせ、申請書を受け取る。
- ②出産・産婦健診・乳児健診後、①の申請書〈医療機関記入欄〉への記入を医療機関に依頼する。
- ③申請書に必要事項を記入し、上記「申請に必要なもの」を添付して保健センターへ提出する。

### 【注意事項】

- ・申請書を医療機関に記入してもらうことが難しい場合は、保健センターにご相談ください。
- ・申請の期日は健診を受けた日（妊婦・産婦健診の場合は最後に受診した健診の日）から1年以内です。
- ・テキスト代、妊婦教室の参加費等は、助成対象外です。

（連絡・お問合せ先）

河内長野市立保健センター

〒586-0008 河内長野市木戸東町2-1

電話 0721-55-0301 / FAX 0721-55-0394